



(R8.7)

交通労働災害防止のために

交通労働災害の急増に伴う安全管理体制の再点検について

仙台労働基準監督署 安全衛生課



管内における交通労働災害の現状

令和8年の死亡災害発生状況

3

死亡者数（1月～5月計）

▲ 過去2年間との比較

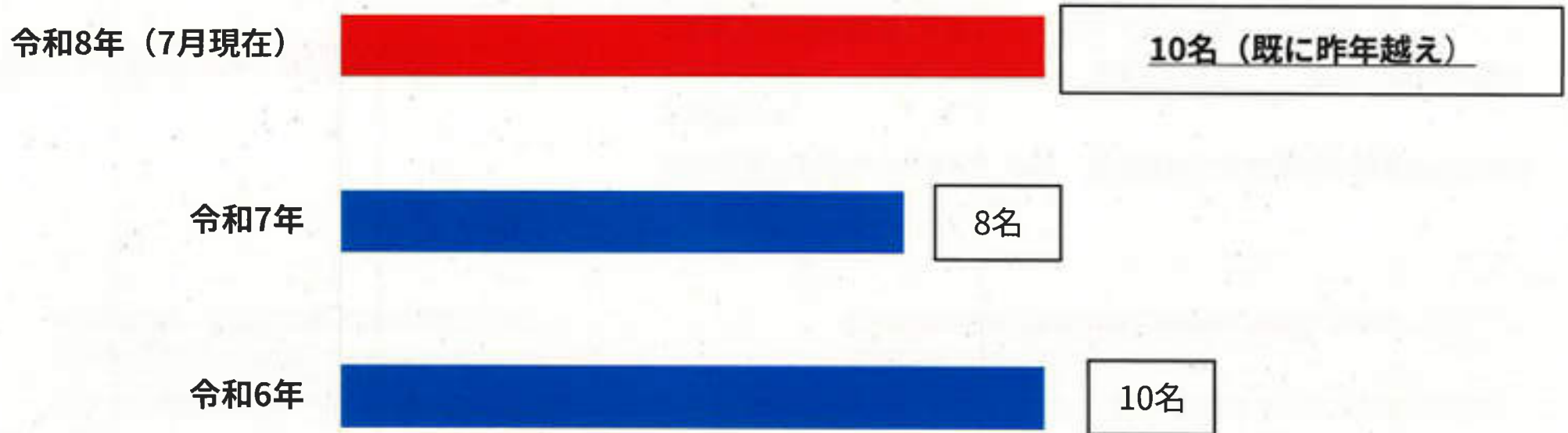
令和6年・令和7年は死亡者数0名で推移していましたが、
本年は異常なペースで発生しています。

- ・ 1月：1名発生
- ・ 4月：1名発生
- ・ 5月：1名発生

わずか5ヶ月間で3名の尊い命が失われました

令和8年に入り、事態は極めて深刻な局面にあります

トラックに起因する労働災害件数の推移（死傷者数）



死傷数についても、令和8年6月末時点で昨年の件数を上回っており、例年以上の件数となることが危ぶまれます。

管内で発生した3件の死亡災害について

事例①・②：誘導警備中の衝突

状況：道路上での交通誘導警備業務中、前方の不注意なトラックが誘導箇所につっ込み、誘導員がはねられ死亡（短期間に類似災害が2件発生）。

❶ 前方不注視・漫然運転が主な原因と推察されます。

事例③：早朝のホワイトアウト

状況：冬期の早朝、局所的な猛吹雪等による視界不良（ホワイトアウト）が発生。視界が極端に遮られた状態で、運転手が対物・対人事故を起こし死亡。

❶ 悪天候時の運行可否基準の形骸化等が主な原因と推察されます。

「明日は我が身」の危機感の共有を

事故は偶然ではありません。設備・機械要因と人的要因の結合が引き起こす必然です。

自動車の運転は、一步間違えれば自社の運転者だけでなく、道路上で働く他社の労働者（交通誘導員等）の命をも一瞬にして奪う凶器となります。

事故発生防止のため、交通労働災害発生防止のためのガイドラインを基に、今一度の管理体制の見直しをお願いします。

対策①：前方不注視・漫然運転の排除

① 「過労運転」の徹底防止（交通労働災害防止のためのガイドライン項目1）

拘束時間・休息期間・運転時間の基準（改善基準告示）の順守をお願いします。蓄積した疲労は、一瞬の居眠りや漫然運転の温床です。

② 乗務前点呼における確実な体調確認（交通労働災害防止のためのガイドライン項目2）

点呼を形骸化させず、運転者の睡眠不足、過労、病気、飲酒の有無を確実に確認してください。不安がある場合は運転させない決断が必要です。

③ 運転中のスマートフォン・カーナビ注視の禁止

「ながら運転」の危険性について、乗務前指導や安全教育を通じて指導を徹底し、「前方安全確認」の意識をドライバーひとりひとりに徹底させるようお願いします。

対策②：ホワイトアウト・悪天候時の運行管理



運行可否基準の明確化

大雪、猛吹雪（ホワイトアウト）、台風などの異常気象時における「運行中断・一時待機」の明確な判断基準をあらかじめ定めておき、迷わず現場に実行させてください。



情報のタイムリーな伝達

運行管理者は気象情報や道路状況をリアルタイムに収集し、運行中の運転者にハザード情報をSNSや無線、電話等で素早く伝達する仕組みを確立してください。



「安全退避」の指示徹底

視界不良時は、ハザードランプを点灯して最寄りのサービスエリアや道の駅など、安全な場所に「直ちに避難・待機」するよう指導してください。



※冬期・早朝のホワイトアウト、大雨・濃霧等の悪天候時は「無理な運行をさせない」方針を！

管理者の皆様へ：自主点検チェックリスト

チェック項目	
☐	改善基準告示に則った運行計画を作成し、当該計画を順守できている。
☐	拘束時間が13時間を超えた後に、次の乗務までの睡眠時間を把握している。
☐	時間外労働が80時間を超えたドライバーに対しては医師による面接指導を実施している。
☐	点呼にて運転者の疾病、疲労、睡眠不足、飲酒有無等を確認、把握している。
☐	雇入れ時教育、日常の教育、交通危険予知訓練（KYT）を実施している。
☐	運転中のスマホ操作やカーナビ注視の危険性を定期教育等で指導している。
☐	交通ヒヤリマップを作成し、活用している。
☐	交通労働災害に関する管理者を選任し、その役割、責任、権限を決めている。
☐	大雪・台風・強風・濃霧等における「運行停止」や「一時待機」を判断する数値的な目安や指示系統が明文化されている。

資料集（QRコードよりダウンロードしご活用ください。）

「交通労働災害防止のためのガイドライン」が改正されました

本リーフレットは、当該ガイドラインを基に作成されています。
今一度、当該ガイドラインを確認いただいた上で、労働災害発生防止に向け取り組んでいただくようお願いいたします。

URL: <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/080703-1a.pdf>

スマートフォン
タブレットでも



自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

自動車運転者の健康確保等のために守らなければならない「改善基準告示」の解説や、時間外労働削減のための改善事例等の情報が豊富に掲載されています。

URL: <https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>

スマートフォン
タブレットでも



陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには

荷役作業等を行う現場でご活用いただくために、実際に発生した重大な災害事例に着目し、現場で作業に従事する労働者の皆さまの視点に立って、荷役災害等を防止するための安全対策のポイントをまとめました。

URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001115711.pdf>

スマートフォン
タブレットでも

